

有機農業の拡大について

令和3年9月2日

農林水産省

農産局 農業環境対策課 嶋田光雄

本日の話題

1. 我が国の有機農業の現状について

2. みどりの食料システム戦略等における
有機農業の位置づけ

3. 有機農業拡大の取組状況

本日の話題

1. 我が国の有機農業の現状について

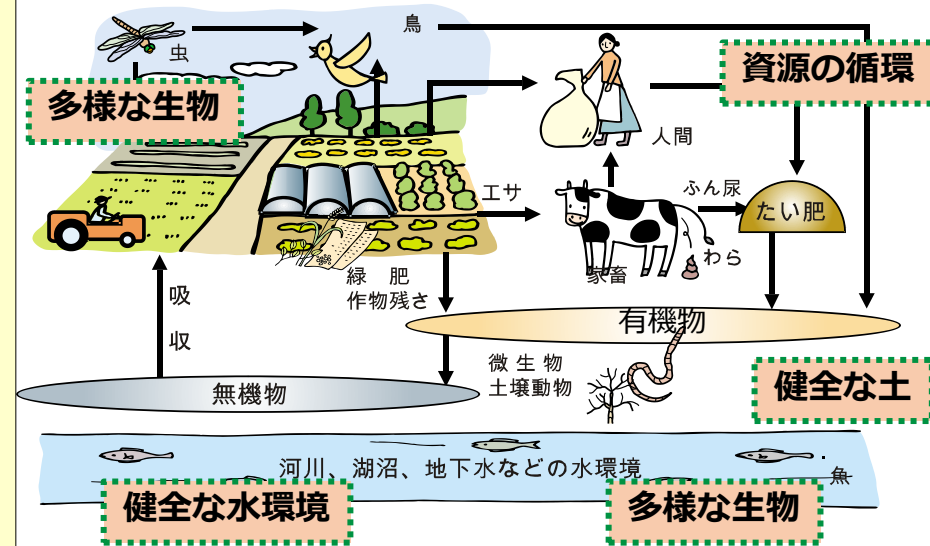
2. みどりの食料システム戦略等における 有機農業の位置づけ

3. 有機農業拡大の取組状況

有機農業について

有機農業

➤ **我が国では、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）において、有機農業とは、“化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業”と定義。**



➤ **国際的には、「コーデックス委員会」の定めるガイドライン（CAC/GL32-1999）により、“農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである”と規定。**

➤ 各国・地域で、**本ガイドラインに沿った認証制度等が運用**されている。



有機農産物

コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「**有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）**」の基準に従って生産された農産物。

この基準に適合した生産が行われていることを**第三者機関が検査し、認証された事業者**は、「有機JASマーク」を使用し、「有機」「オーガニック」等と表示ができる。



認証を受けていない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできない



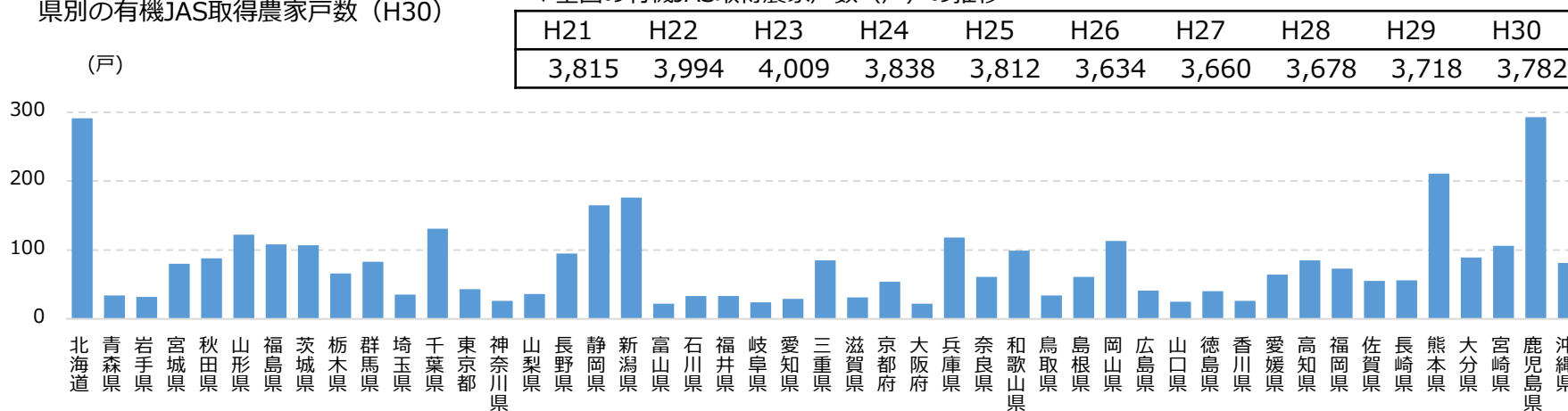
「**有機農産物の日本農林規格（有機JAS）**」には、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ✓ **周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること**
 - ✓ **は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと**
 - ✓ **組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと**
- などが記載されている。

有機JASを取得している農家戸数（H30）

県別の有機JAS取得農家戸数（H30）

▼全国の有機JAS取得農家戸数（戸）の推移



※農林水産省HP「登録認証機関及び認証事業者」「有機農産物等の格付実績及び有機ほ場の面積（H30年度）」をもとに農業環境対策課作成

日本の有機農業について

- ▶ 日本では、過去8年で約4割市場が拡大し、有機農業の取組面積も同程度拡大。
- ▶ うち、有機JAS認証を受けている農地では、47%が普通畑、27%が田、13%が茶畑、8%が牧草地となっており、特に近年茶畑の面積が大きく拡大。

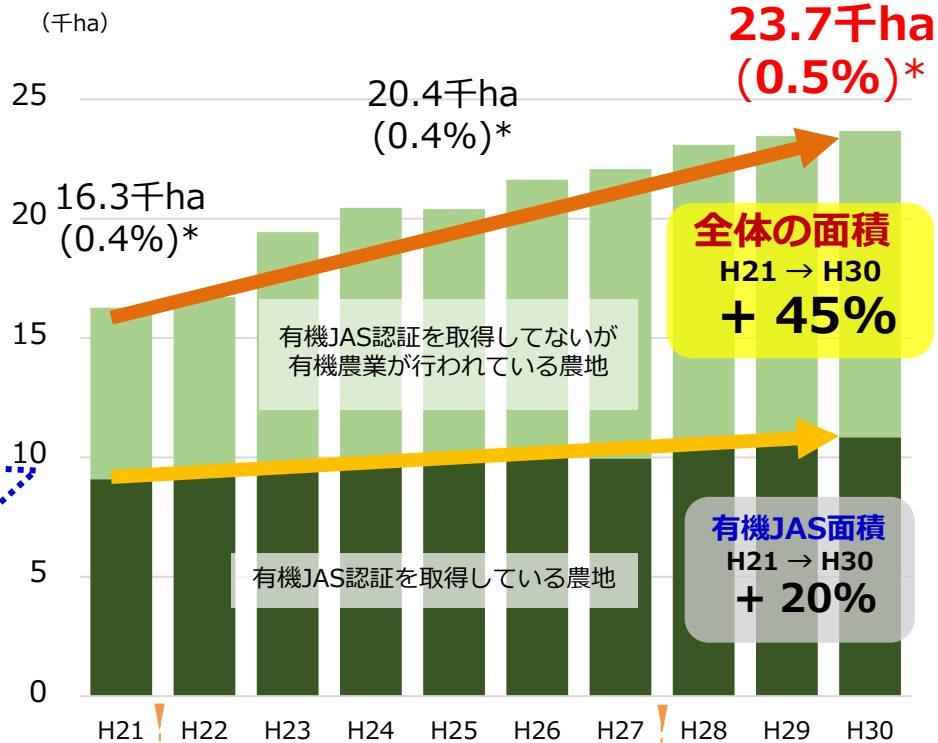
日本の有機食品売上の推移

推計年度	2009年	2017年
日本全国の有機食品市場規模の推計値 (円)	1,300 億円	1,850 億円

8年で約4割拡大!

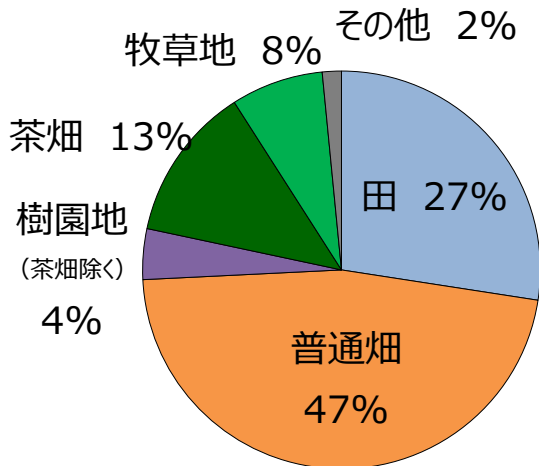
※ 2009年は、IFOAM ジャパン/オーガニックマーケットリサーチプロジェクトによる推計を、2017年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計をもとに、農業環境対策課作成

日本の有機農業取組面積 / 全耕地面積に占める割合



※ 有機JAS認証取得農地面積は食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計 (注: 有機JASを取得していない農地面積は、H21年、22~26年、27~30年度で調査・推計方法が異なる。また、都道府県ごとにも集計方法が異なる。)

※※ H30年度の有機農業の取組面積にかかる実態調査 (農業環境対策課実施) の結果、複数の県で、H27年度以降の「有機JASを取得していない農地面積」が修正されたため、H30年12月より、H27年度以降の有機農業の取組面積合計値を修正。

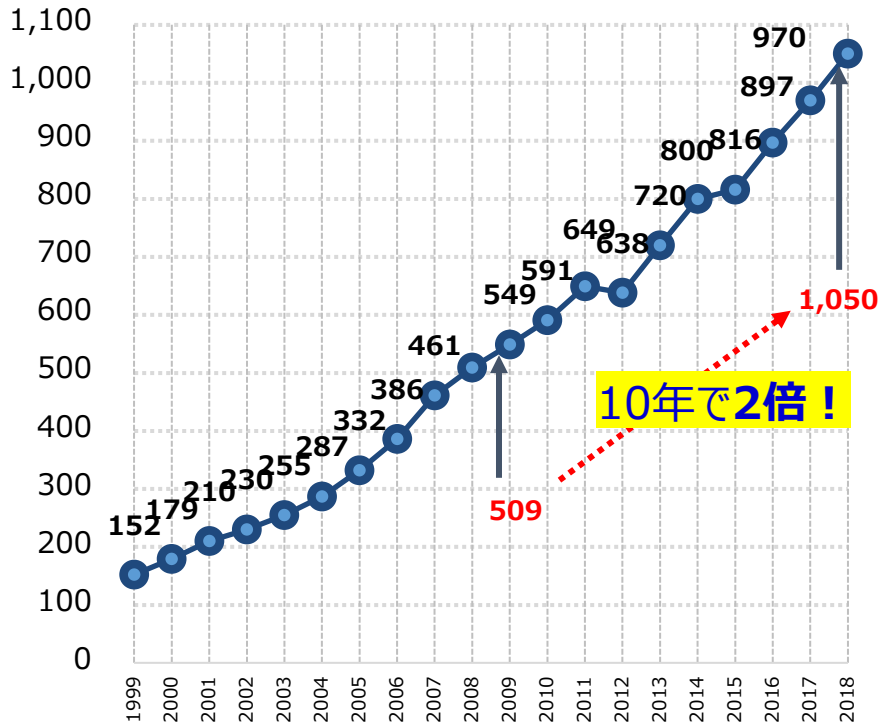


世界の有機農業について

- ▶ 世界では、欧米を中心とした有機食品市場の拡大に伴い、有機農業の取組面積が拡大。
- ▶ 2018年には、71.5百万ha、全耕地面積の約1.5%で有機農業が行われている。畑や樹園地で安定的に面積が拡大するとともに、近年永年草地の拡大が顕著。

世界の有機食品売上の推移

(億USドル)

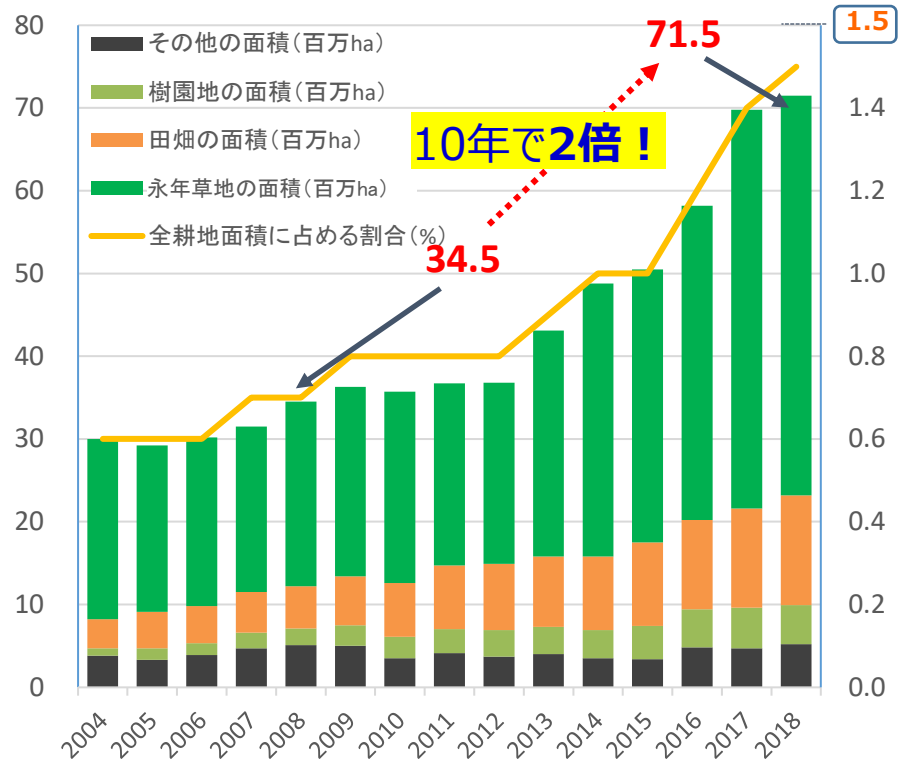


世界の有機農業取組面積

／全耕地面積に占める割合

(百万ha)

(%)



※FIBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2008~2020をもとに、農業環境対策課作成

生物多様性の保全や地球温暖化防止に貢献

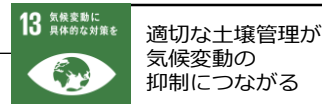
水田における栽培方法と生物群の多様性との関係



生物群 ¹	栽培方法間の比較
レッドリスト植物	慣行 < 農薬節減 < 有機
アシナガグモ属	慣行 < 農薬節減・ 有機
アカネ属	慣行 < 有機
トノサマガエル属	慣行・農薬節減 < 有機
水鳥	有機栽培の水田が多い地域ほど多い

令和元年8月28日(国)農研機構プレスリリース
「(研究成果) 有機・農薬節減栽培と生物多様性の関係を解明」より

有機農業の地球温暖化防止効果の調査結果



地球温暖化防止効果の調査結果

取組の名称	単位当たり温室効果ガス削減量※ (tCO ₂ /ha/年)	実施面積 (ha)	温室効果ガス削減量 (tCO ₂ /年)
有機農業	0.93	13,471	12,528

※有機農業に取り組んだ場合と、一般的な管理(化学肥料の使用)を行った場合とで、温室効果ガス排出量を比較(引き算)した数値。

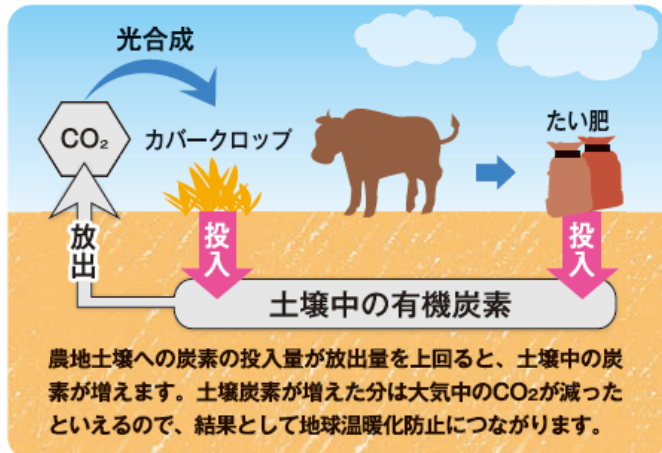
環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会(第11回、令和元年8月22日)資料より農業環境対策課取りまとめ

地球温暖化防止の取組と効果

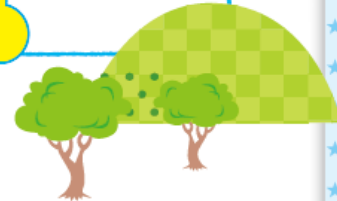
主な取組

「たい肥」を使ったり「カバークロップ」を栽培して土づくりを行うことや、「有機農業」を行うことは、一般的な農法に比べて農地の土壌に有機炭素がより多くたまり、地球温暖化防止に効果があります。

農地に炭素がたまるってどういうこと？



- ※カバークロップ：稲を収穫した後にレンゲなどそれ自体は収穫対象とはならない作物を栽培し、土壌にすき込むことで有機物を供給する取組。緑肥ともいわれる。
- ※たい肥：牛ふん、わら、もみがら等の有機物を積みあげ、微生物の力で発酵させたもの。土壌にすき込むことで有機物を供給することができる。



調査結果

地球温暖化防止効果の調査結果

取組の名称	単位当たり温室効果ガス削減量※ (tCO ₂ /ha/年)	実施面積 (ha)	温室効果ガス削減量 (tCO ₂ /年)
有機農業	0.93	14,537	13,519
カバークロップ	1.77	18,398	32,564
たい肥の施用	2.26	19,890	44,951

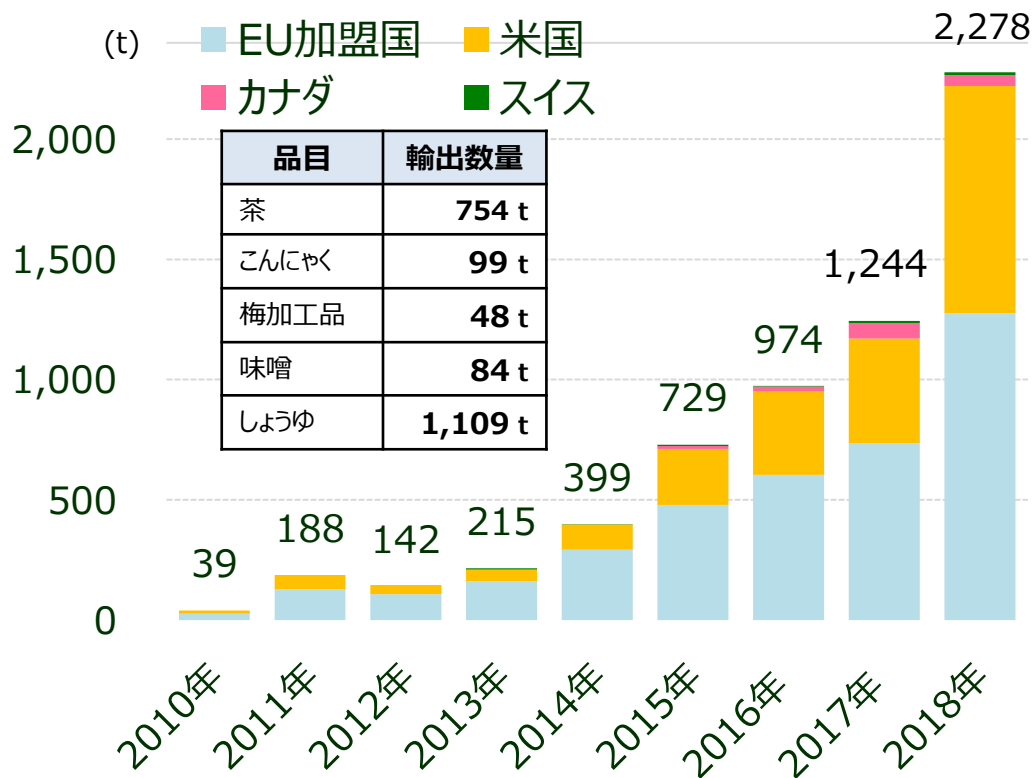
その他取組とあわせて **計 150,631 tCO₂/年**

※有機農業やカバークロップ、たい肥に取り組んだ場合と、一般的な管理（化学肥料の使用）を行った場合とで、温室効果ガス排出量を比較（引き算）した数値。

上記3つのほかに地域の実情にあわせた取組（地域特認取組）もあります。

輸出も含め国内外の需要は伸びている

米国、EU加盟国、カナダ及びスイス向け有機食品輸出数量（同等性の仕組みを利用した輸出分）の推移



日本の有機食品の売上の推移

推計年度	2009年	2017年
日本全国の有機食品市場規模の推計値 (円)	1,300 億円	1,850 億円

8年で約4割拡大！

多数の新規参入者が有機農業に関心

取組割合が高い市町村も全国に存在

▼ **新規参入者**のうち
有機農業を実施する者の割合

	全作物で 有機農業を実施	一部作物で 有機農業を実施
平成22年	20.7%	5.9%
平成25年	23.2%	5.7%
平成28年	20.8%	5.9%

※新規就農者の就農実態に関する調査（H18, H22, H25, H28 全国農業会議所 全国新規就農相談センター）に基づき農業環境対策課作成。本調査の調査対象は就農から概ね10年以内の新規参入者。

※新規就農者調査（農林水産省）によると、平成22年、平成25年、平成28年の新規参入者は、各々1,730人、2,900人、3,440人。

▼ **地域での有機農業の取組**

市町村単位では

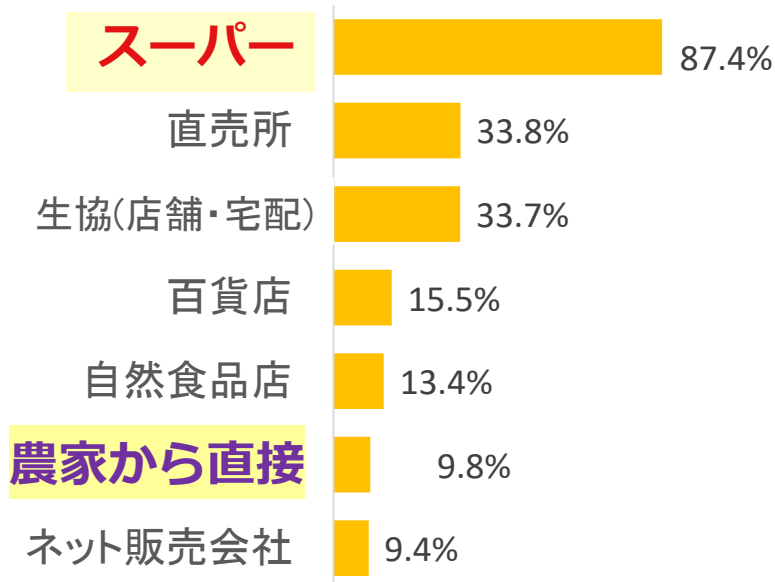
有機農業取組面積（有機JAS認証を
取得していない農地を含む）が

全耕地面積の1%を
超える市町村は **80**

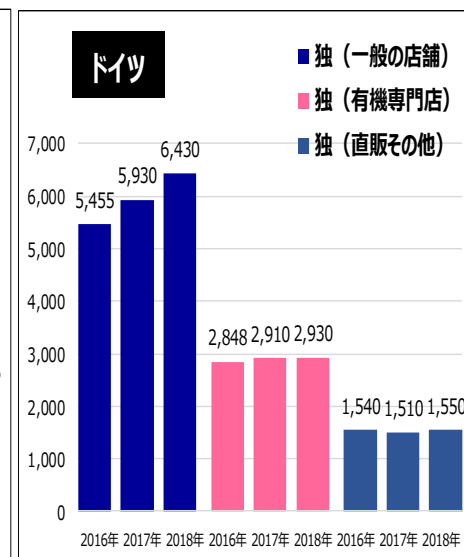
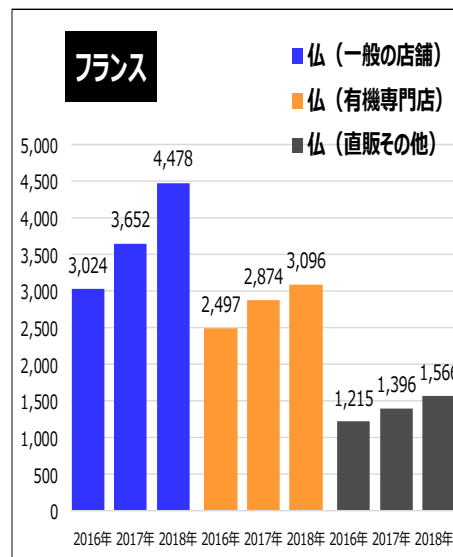
農業環境対策課調べ（平成30年度時点の状況について
市町村より聞き取った結果）

国内外で、スーパーを含め 多様な販路が伸びている

有機食品の購入先 (複数回答)



欧州各国の 小売業態別有機食品売上の推移



(単位: 百万ユーロ)

国内の16歳以上の一般消費者を対象に調査 (n=4,530)において、週に1回以上有機食品を利用すると回答した16歳以上の一般消費者を対象に調査 (n=523)

※FiBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2020をもとに、農業環境対策課作成

本日の話題

1. 我が国の有機農業の現状について

2. みどりの食料システム戦略等における
有機農業の位置づけ

3. 有機農業拡大の取組状況

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）

～ 我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために～

基本的な方針

「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、**食料自給率の向上と食料安全保障を確立**

施策推進の基本的な視点

- ✓ 消費者や実需者のニーズに即した施策
- ✓ 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- ✓ 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- ✓ スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ✓ 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ✓ 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- ✓ 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- ✓ SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策

食料・農業・農村をめぐる情勢

農政改革の着実な進展

農林水産物・食品輸出額
4,497億円(2012) → 9,121億円(2019)
生産農業所得 2.8兆円(2014) → 3.5兆円(2018)
若者の新規就業
18,800人/年(09～13平均) → 21,400人/年(14～18平均)

国内外の環境変化

- ①国内市場の縮小と海外市場の拡大
・人口減少、消費者ニーズの多様化
- ②TPP11、日米貿易協定等の新たな国際環境
- ③頻発する大規模自然災害、新たな感染症
- ④CSF(豚熱)の発生・ASF(アフリカ豚熱)への対応

生産基盤の脆弱化

農業就業者数や農地面積の大幅な減少

これまでの食料・農業・農村基本計画

- 食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき策定
- 今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年 平成17年 平成22年 平成27年

※ おおむね5年ごとに見直し

目標・展望等

食料自給率の目標

【カロリーベース】 37% (2018) → **45%** (2030) 【生産額ベース】 66% (2018) → **75%** (2030)
(食料安全保障の状況の評価) (経済活動の状況の評価)

【飼料自給率】 25% (2018) → 34% (2030)

【食料国産率】 飼料自給率を反映せず、**国内生産の状況の評価するため新たに設定**

<カロリーベース> 46%(2018) → 53%(2030) <生産額ベース> 69%(2018) → 79% (2030)

食料自給力指標（食料の潜在生産能力）

農地面積に加え、**労働力も考慮**した指標を提示。また、新たに**2030年の見直し**も提示

<生産努力目標>
課題が解決された場合に、
主要品目ごとに2030年における
実現可能な国内の農業生産の水準を設定

【基本計画と併せて策定】

農地の見直しと確保

(2019) 439.7万ha → (2030) 見直し：414万ha
すう勢：392万ha
※ 農業者確保の観点

農業構造の展望

(2015) 208万人 → (2030) 展望：140万人
すう勢：131万人
※ 人口減少の観点

農業経営の展望

- ① 37の経営モデルを提示
- ② 小規模でも安定的な経営を行い農地維持等に寄与する事例を提示

講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保

- **新たな価値の創出**による需要の開拓
- **グローバルマーケットの戦略的な開拓**
(農林水産物・食品の輸出額：5兆円を目指す(2030))
- 消費者と食・農との**つながりの深化**
- **食品の安全確保と消費者の信頼の確保**
- 食料供給の**リスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立**
- TPP等**新たな国際環境への対応**、今後の国際交渉への戦略的な対応

3. 農村の振興

- 地域資源を活用した**所得と雇用機会の確保**
(複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環等)
- 中山間地域等をはじめとする**農村に人が住み続けるための条件整備**
(ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策等)
- 農村を支える**新たな動きや活力の創出**
(地域運営組織、関係人口、半農半X等のライフスタイル等)
- 上記施策を継続的に進めるための**関係府省で連携した仕組みづくり**

6. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成

施策の推進に必要な事項

- ① 国民視点・現場主義に立脚、② EBPの推進、「プロジェクト方式」による進捗管理、③ 効果的・効率的な施策の推進、④ 行政手続のデジタルトランスフォーメーション、⑤ 幅広い関係者・関係府省との連携、⑥ SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進、⑦ 財政措置の効率的・重点的運用

2. 農業の持続的な発展

- **担い手の育成・確保**
(法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進等)
- **多様な人材や主体の活躍**
(中小・家族経営、農業支援サービス等)
- **農地集積・集約化と農地の確保**
(人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働等)
- **農業経営の安定化**
(収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進等)
- **農業生産基盤整備**
(農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備)
- 需要構造等の変化に対応した**生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化**
(品目別対策、農作業等安全対策の展開等)
- **農業生産・流通現場のイノベーションの促進**
(スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進等)
- **環境政策の推進**
(気候変動への対応 **有機農業の推進**、自然循環機能の維持増進等)

5. 食と農に関する国民的合意の形成

5. 回体に関する施策

7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

有機農業の推進に関する法律

- 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「**有機農業の推進に関する法律**」（**有機農業推進法**）が平成18年12月に成立。
- 同法第6条に基づき、「**有機農業の推進に関する基本的な方針**」を平成19年に策定（平成26年に改定）し、有機農業者の支援、技術開発、消費者の理解と関心の増進、連携・協力体制の整備等を通じ、有機農業の取組拡大を推進。この状況を踏まえ、**令和2年4月に本方針を改定**。

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

第一条 目的

この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。**

第二条 定義

この法律において、「**有機農業**」とは、**化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。**

第四条 国及び地方公共団体の責務（概要）

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（以下略）

第六条

農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針を定めるものとする。

（以下略）

基本方針において定める事項

1. 有機農業の推進に関する基本的な事項
2. 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
3. 有機農業の推進に関する施策に関する事項
4. その他有機農業の推進に関し必要な事項

第七条

都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（推進計画**）を定めるよう努めなければならない。**

（以下略）

国（基本方針）



都道府県（推進計画）

有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月改定）

基本的な事項

有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から**農業施策の推進に貢献。**

- 農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減、さらに生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなど**農業施策全体及び農村におけるSDGsの達成に貢献。**
- 国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが、**需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献。**

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の**国内外の有機食品の需要拡大見通し、生産および消費の目標**として、以下を設定。

有機農業の 取組面積	23.5千ha(2017)	→	63千ha (2030)
有機 農業者数	11.8千人（2009）	→	36千人 （2030）
有機食品の 国産シェア	60%（2017）	→	84% （2030）
有機食品を 週1回以上利用する者の割合	17.5%（2017）	→	25% （2030）

推進に関する施策

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、**国際水準以上の有機農業の取組を推進。**

➤ 人材育成：

- 就農相談、共同利用施設整備、技術実証、**土壌診断DB構築、指導員の育成・現地指導**等

➤ 販売機会の多様化：

- 多様な業界との連携、**物流の合理化、加工需要の拡大、有機認証取得時の負担軽減**等

➤ 技術開発・調査：

- **雑草対策、育種**等、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施と**わかりやすい情報発信**等

➤ 産地づくり：

- 拠点の育成、**有機農業に適した農地の確保・団地化、地方公共団体のネットワーク構築**等

➤ 消費者の理解の増進：

- 表示制度等の普及啓発、食育等との連携、**小売事業者等と連携した国産需要喚起**等

第4次食育推進基本計画（令和3年3月食育推進会議決定）

第4次食育推進基本計画で推進する内容（抜粋）

1. 家庭における食育の推進

●乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成

- ・子供と保護者が一緒に意識を高め行動するための取組を推進
- ・科学的知見を踏まえながら、「早寝早起き朝ごはん」国民運動、「健やか親子21（第2次）」等により全国的な普及啓発を推進

●在宅時間を活用した食育の推進

- ・ワーク・ライフ・バランスや働き方や暮らし方の変化等により、自宅で料理や食事をするこも増えており、食に関する意識を高めるよう食育を推進

2. 学校、保育所等における食育の推進

●栄養教諭の一層の配置促進

- ・全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられるよう、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行に努め、地域格差を解消すべく、より一層の配置を促進

●学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

- ・地場産物や国産食材の活用を進める。地場産物の活用は、輸送時のCO₂排出抑制等、環境負荷の低減にも寄与するため、SDGsの観点からも推進
- ・日本の伝統的な食文化の理解を深める給食の普及・定着等の取組を推進

●就学前の子供に対する食育の推進

- ・保育所、幼稚園、認定こども園等で、保護者や地域と連携・協働により取組を推進

3. 地域における食育の推進

●健康寿命の延伸につながる食育の推進

- ・野菜や果物の摂取量増加を促進
- ・自然に健康になれる食環境づくりを産官学等が連携し推進
- ・「栄養ケア・ステーション」等の民間主導の取組や、食生活改善推進員や食育ボランティア等の活動を推進

●職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進

- ・従業員等の健康管理に資する健康経営が広がっていることも契機とし、企業の経営層がコミットした職場の食環境整備が進むよう情報提供

●地域における共食の推進

- ・子供食堂や通いの場など地域での様々な共食の場づくりを推進

●災害時に備えた食育の推進

- ・家庭で水や熱源、食料品等を最低でも3日間、できれば1週間程度備蓄する取組を推進

●日本型食生活の実践の推進

- ・ごはん（主食）を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶など多様な副食（主菜・副菜）等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進

●貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

- ・「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）等に基づき、フードバンク等と連携し、食育の推進に関し支援

4. 食育推進運動の展開

●食育活動表彰

- ・食育関係者の優れた活動を奨励するため、表彰を実施

●全国食育推進ネットワークの活用

- ・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者間で情報共有や、異業種間のマッチングによる新たな食育活動を創出等

●デジタル化への対応

- ・デジタルトランスフォーメーションが進む中、オンラインの非接触型の食育の展開の推進や、食育アプリ等の情報提供

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

●農林漁業体験や地産地消の推進

- ・子供を中心とした農林漁業体験や農山漁村体験を促進
- ・地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築や利用拡大のほか、食と農のつながりの深化に着目した新たな国民運動を展開

●持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進

- ・有機農業をはじめとした持続可能な農業生産や持続可能な水産資源管理等に関して普及啓発
- ・持続可能なフードシステムにつながるエシカル消費を推進

●食品ロス削減を目指した国民運動の展開

- ・食品ロス削減推進法に基づき国民運動として食品ロス削減を推進

6. 食文化の継承のための活動への支援等

●地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進

- ・和食文化のユネスコ無形文化遺産への登録の趣旨を踏まえ、国民の関心と理解が深まるよう郷土料理のデータベース化、中核的な人材の育成、国内外へ情報発信

●食生活改善推進員等のボランティア活動等における取組

- ・食生活改善推進員等のボランティアが行う料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を推進

●学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用

- ・学校給食を始めとした学校教育活動において郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

●食品の安全性や栄養等に関する情報提供

- ・食品の安全性や栄養等に関する様々な情報について、SNSなどの様々な媒体や各種イベント、食育ツールなどを活用した情報提供

●食品表示の理解促進

- ・消費者の更なる食品表示の活用に向け、原料原産地表示、栄養成分表示等を含め、戦略的な普及啓発を推進

詳しくは

第4次食育推進基本計画【農林水産省】

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/plan/4_plan/index.html



みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も
見据えた持続可能な
食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

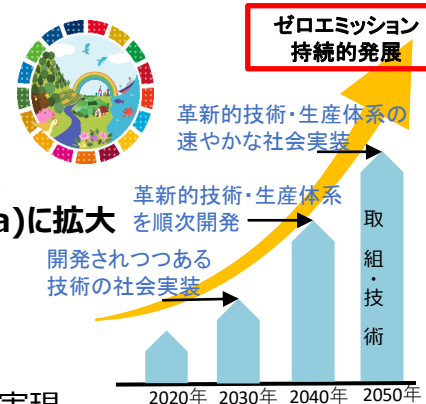
※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。

地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

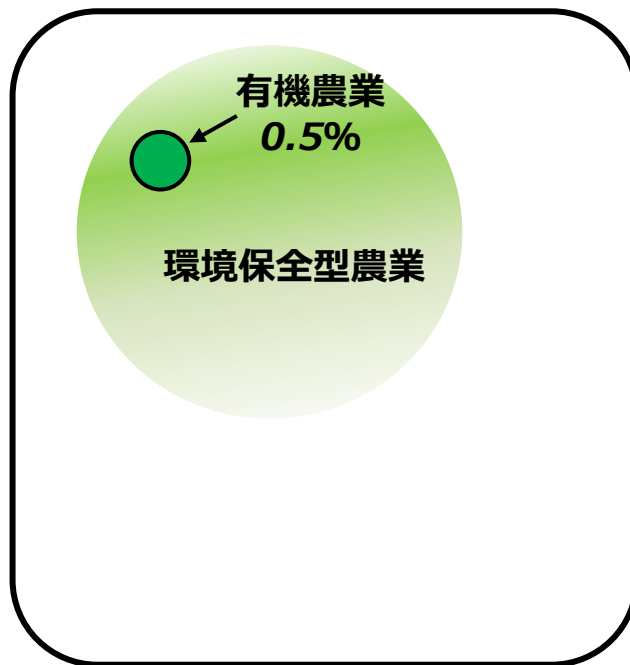
アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

▶ 2050年までに目指す姿として、以下を設定。

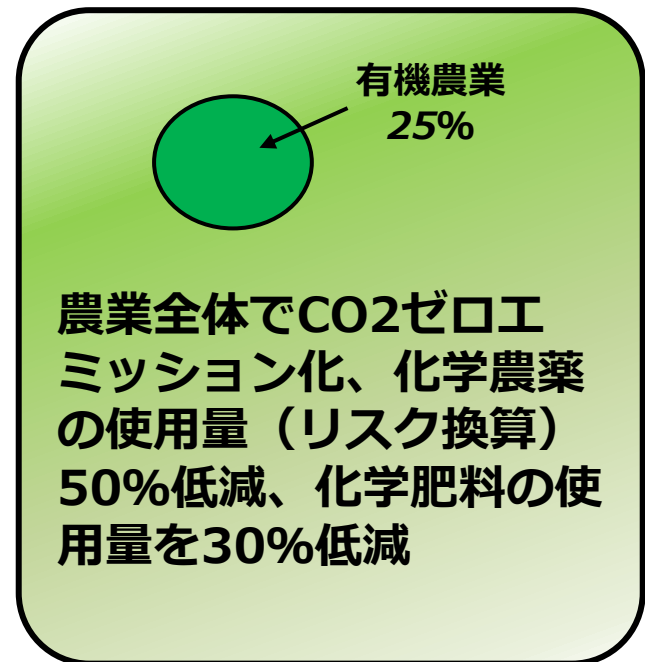
- ◆農林水産業の**CO2ゼロエミッション化の実現**
- ◆低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体制の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により**化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減**
- ◆輸入原料や化石燃料を原料とした**化学肥料の使用量を30%低減**
- ◆耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大**

みどりの食料システム戦略に伴う 農業生産の変化

2018年



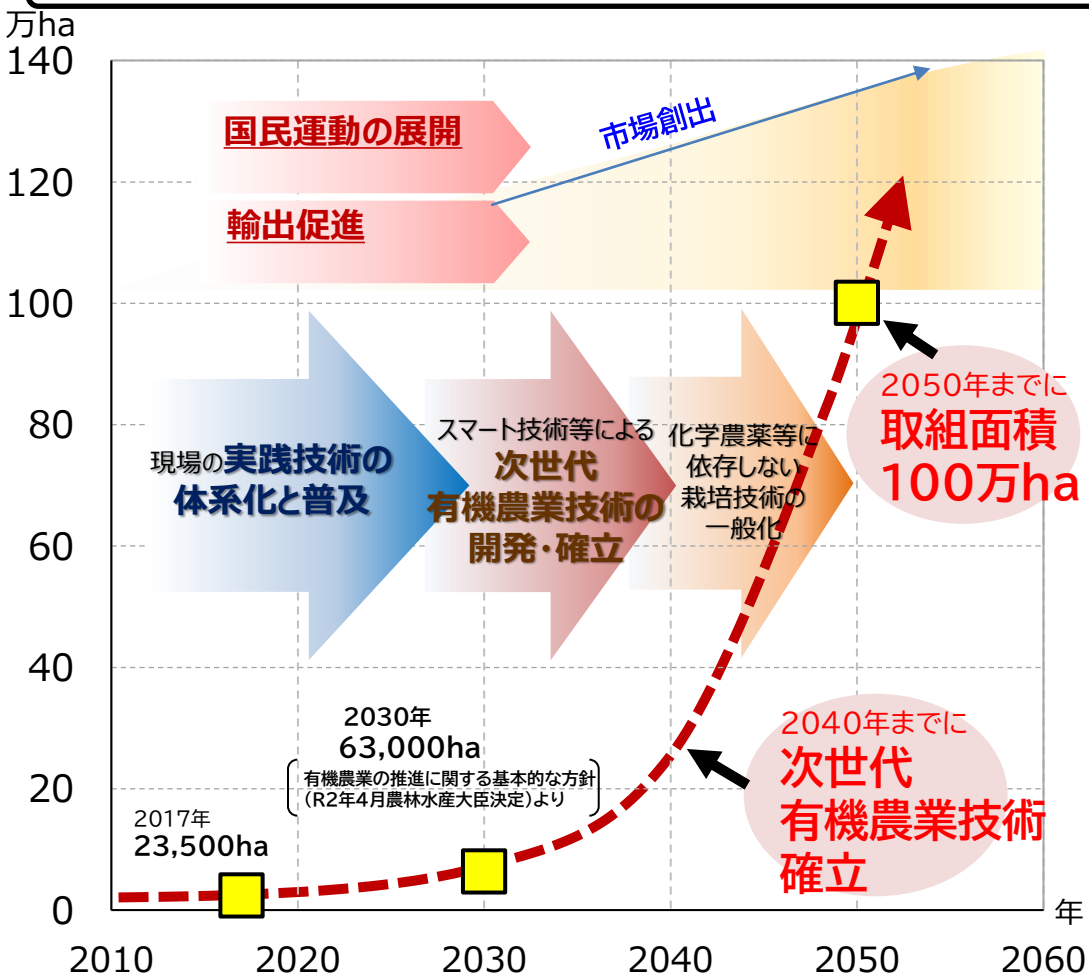
2050年



有機農業の取組の拡大

目標

- ・ **2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大**（※国際的に行われている有機農業）
- ・ **2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる次世代有機農業技術を確立**



目標達成に向けた技術開発

実践技術の体系化・省力技術等の開発（～2030年）

- ・堆肥のペレット化、除草ロボット等による耕種的防除の省力化
- ・地力維持・土着天敵等を考慮した輪作体系
- ・省力的かつ環境負荷の低い家畜の飼養管理 等

→ 有機農業に取り組む農業者の底上げ・裾野の拡大

次世代有機農業技術の確立（～2040年）

- ・AIによる病害虫発生予察や、光・音等の物理的手法、天敵等の生物的手法
- ・土壌微生物機能の解明と活用技術
- ・病害虫抵抗性を強化するなど有機栽培に適した品種 等

→ 農業者の多くが取り組むことができる技術体系確立

目標達成に向けた環境・体制整備

農業者の多くが有機農業に取り組みやすい環境整備

- ・現場の優良な実践技術の実証等により、有機農業への転換を促進
【持続可能な生産技術への転換を促す仕組みや支援を検討】
- ・有機農業にまとも取り組む産地づくり、共同物流等による流通コストの低減
- ・輸入の多い有機大豆等の国産への切替えや、有機加工品等の新たな需要の開拓、輸出を念頭にした茶などの有機栽培への転換
- ・消費者や地域住民が有機農業を理解し支える環境づくり

現場で培われた優れた技術の横展開

- 我が国農林水産業は、**現場で培われた優れた技術が蓄積**されている。こうした**技術を体系化し、横展開**するとともに、**開発されつつある技術の社会実装**を進めていく必要。
- 各種生産技術の横展開として、**栽培技術マニュアル等を作成し、全国の普及指導機関等に広く提供**。また、こうした**生産技術の持続的な改良に向けた研究開発や、関係者のネットワークづくりによる技術の掘り起こし・共有**を推進。

環境に優しい抑草・除草技術（例）

チェーン除草



移植後3日目のチェーン作業の様子

田植え直後、移植数日後のごく早い時期に、苗の上からチェーンを引っ張ることで、**水田全体の表土をかき混ぜて除草**。チェーン除草機の材料は1.5万円程度で調達でき、1日程度で作製も可能。

太陽熱養生処理



畑地等において、**太陽の熱と微生物の発酵熱で土壌を高温**にし、雑草の種や病原菌などを駆除。

環境に優しい病害虫防除技術（例）

カバークロープの利用（対抗植物）



（写真：エンバク）

植物に寄生して品質や収量を低下させる**線虫の密度を抑制**する働きを持つ対抗植物を輪作体系に組み込むことで、**減農薬栽培が可能**に。

気候変動への適応技術（例）

環状剥皮



葉の光合成物質を環状剥皮した箇所より上部で転流させることで果樹の**着色を良好**に。

果樹への白塗剤の塗布（白塗剤：炭酸カルシウム剤）



白塗剤を塗布することで、日光を反射させ樹体温度の上昇を防ぎ、**耐凍性を維持**することで**凍害を防止**。

有機農業技術の横展開の取組

これまでの各種技術の取りまとめ(マニュアル等)

- **有機農業の栽培マニュアル**（実践現場における事例と研究成果-）
- **機械除草技術を中心とした水稲有機栽培技術マニュアル ver.2020**



・暖地の水田二毛作、ホウレンソウの施設栽培、高冷地露地のレタス栽培の研究成果に基づく安定栽培技術を紹介。

※農研機構HPよりダウンロード可



・除草体系をはじめ水稲の有機栽培管理技術を分かりやすく解説。現場実証試験の概要や生産費についても掲載。

※農研機構HPより閲覧可

有機農業に関する知識・技術の横展開の取組

- **オーガニックビジネス実践拠点づくり事業**
・有機農業者等のグループによる技術実証等を支援し産地づくりを推進。
- **有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク**
・有機農業を地域振興につなげている市町村等の情報交換の場として令和元年8月より活動。令和3年4月現在、26市町13県が参加。
- **未来に繋がる持続可能な農業推進コンクール（旧：環境保全型農業推進コンクール）**
・平成7年度から毎年度実施（平成29年度より名称変更）。農林水産大臣賞等を授与し、有機農業者や民間団体の先進的取組を広く発信。
- **有機農業研究者会議**
・農研機構、有機農業参入促進協議会、日本有機農業学会が連携し、研究成果等を共有。



※事例集は農林水産省HPよりダウンロード可



有機農業の取組面積拡大に向けた技術開発・普及（現在から2030年頃まで）

緑肥等の有機物施用による土づくり

緑肥（カバークロープ）をすき込むことで作土に多くの有機物を供給



たい肥を散布することで作土に多くの有機物を供給



水田の水管理による雑草の抑制

水管理により効率的に抑草環境を実現

田植え前の早期湛水
→代掻きによる均平化
→埋土種子削減・トト層形成

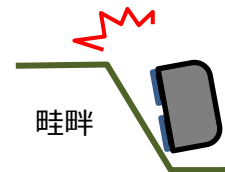


I C Tセンサー等を活用した深水管理の効率化



(出典) 2019 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.、生産技術課題対応実証事業：「水稲有機栽培における早期湛水深水管理の雑草防除抑草技術体系のご紹介」、及び農林水産省現地調査資料より

除草の自動化を可能とする畦畔・ほ場周縁の基盤整備



自走式草刈機は、転落の危険性があることから急傾斜地での使用が困難。



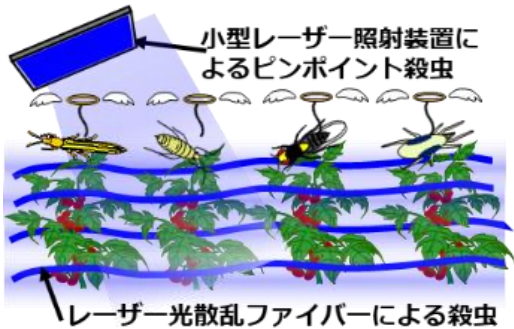
急傾斜、段差の解消など、安全に自走式草刈機が走行できる環境を整備。



有機農業の取組面積拡大に向けた技術開発・普及（2040年頃から）

先端的な物理的手法や生物学的手法を駆使した害虫防除技術

先端的な物理的手法（青色半導体レーザー光）や生物学的手法（共生微生物）を駆使した害虫防除技術を開発



化学農薬に依存しない害虫防除

幅広い種類の害虫に対応できる有効な生物農薬供給チェーンの拡大



有効な生物農薬の普及拡大に対応する供給チェーンを構築。



<原材料> <メーカー> <流通業> <小売> <ユーザー>

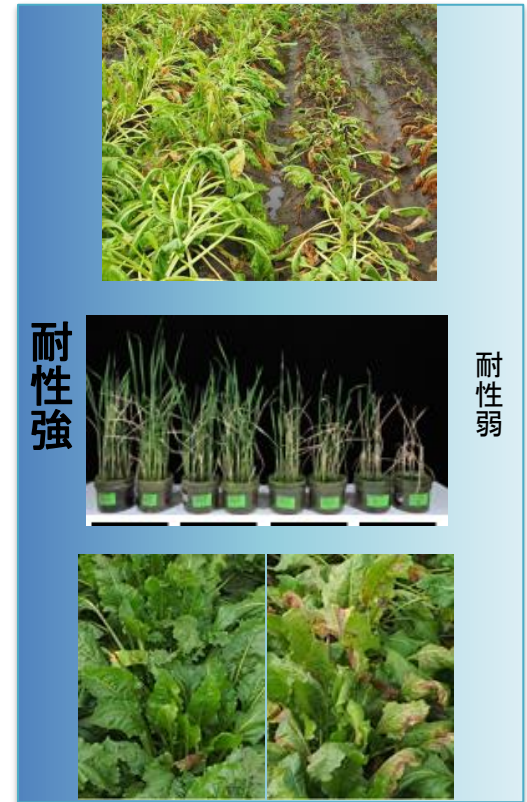


(出典) アリスタライフサイエンス(株)

- 安定した原料調達
- 効率的な生産・調整
- 需要に応じた供給・在庫管理

主要病害に対する抵抗性を有した品種の育成

様々な病害に耐性を持つ、高度複合病害抵抗性品種の育成



4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- ・外見重視の見直しなど、持続性を重視した消費や輸出の拡大、有機食品、地産地消等を推進する。

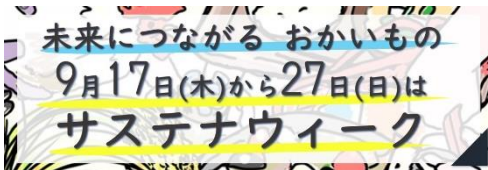
持続性を重視した消費の拡大

あふの環プロジェクト



持続可能な消費の実現に向けて、

- ・勉強会・交流会
- ・サステナビリティをPRするサステナウィーク
- ・サステナブルなサービスや商品を扱う地域などを表彰するサステナアワード等の取組を実施。



農林水産省HP:
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/sustainable2030.html

有機食品の消費の拡大

国産有機サポーターズ



国産の有機食品を取り扱う小売や飲食関係の事業者と連携し、SDGsの達成等に貢献する有機食品の需要を喚起



令和2年12月16日現在、
64社のサポーターが参画

農林水産省HP:
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/supporters/suppoters_top.html

地産地消の推進



直売所での地場産農林水産物の直接販売



地場産農林水産物を活用した加工品の開発



学校給食や社員食堂での地場産農林水産物の利用



地域の消費者との交流・体験活動

農林水産省HP:
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gizyutu/tisan_tisyoy/

本日の話題

1. 我が国の有機農業の現状について

2. みどりの食料システム戦略等における
有機農業の位置づけ

3. 有機農業拡大の取組状況

有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月改定）

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大見通し、生産および消費の目標として、以下を設定。

有機農業の取組面積	23.5千ha(2017) → 63千ha (2030)
有機農業者数	11.8千人(2009) → 36千人 (2030)
有機食品の国産シェア	60% (2017) → 84% (2030)
有機食品を週1回以上利用する者の割合	17.5% (2017) → 25% (2030)

推進に関する施策

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、**国際水準以上の有機農業の取組を推進**。

➤ 人材育成：

- 就農相談、共同利用施設整備、技術実証、**土壌診断DB構築、指導員の育成・現地指導**等

➤ 販売機会の多様化：

- 多様な業界との連携、**物流の合理化、加工需要の拡大、有機認証取得時の負担軽減**等

➤ 技術開発・調査：

- **雑草対策、育種**等、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施と**わかりやすい情報発信**等

➤ 産地づくり：

- 拠点の育成、**有機農業に適した農地の確保・団地化、地方公共団体のネットワーク構築**等

➤ 消費者の理解の増進：

- 表示制度等の普及啓発、食育等との連携、**小売事業者等と連携した国産需要喚起**等

有機農業の推進施策の状況 ▶ 人材育成：

農業者の育成・支援

有機農業新規参入者技術習得支援

新たに有機農業に取り組む農業者が有機JAS認証取得に必要な知識や経験を学ぶ取組を支援

有機JASの取得を考えている
営農後5年以内の農業者対象

講習会受講料
3万円まで

ほ場実地検査料
9万円まで

有機JAS認証取得に向けた費用を補助します

環境保全型農業直接支払交付金

農業者の組織する団体等が、有機農業等に取り組む場合の掛かり増し経費を支援



有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組。
国際水準の有機農業の実施が要件
※ 有機JAS認証の取得は必須ではありません
(そば等雑穀・飼料作物以外は12,000円/10a、
そば等雑穀・飼料作物は3,000円/10a)

★ 有機農業の加算措置について

有機農業における環境保全効果をさらに高めるため、土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかに取り組む場合、2,000円/10aが加算されます。

※ そば等雑穀・飼料作物以外を主作物とするものに限ります。

支援希望の場合、農地の存する市町村にお問い合わせ下さい

環境整備

有機農業推進体制整備交付金

農業者の指導体制を整備するため、都道府県が、有機農業指導員を育成する取組等を支援。

有機農業指導体制のイメージ

有機農業指導員の所属	指導対象
普及指導員A	JAS・技術・経営
JA営農指導員B	JAS（農産物）・技術（特に野菜）
●●市職員C	JAS（農産物）
コンサル会社社員D	JAS（農産物、加工）・経営
農業者E	JAS（農産物）・技術（特に水稲）
農業者F	JAS（農産物、加工）・技術（特に野菜）

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

有機農業の拡大を推進するために必要な施設の整備を支援（優先枠を設定）

交付率
1/2以内

対象
整備事業

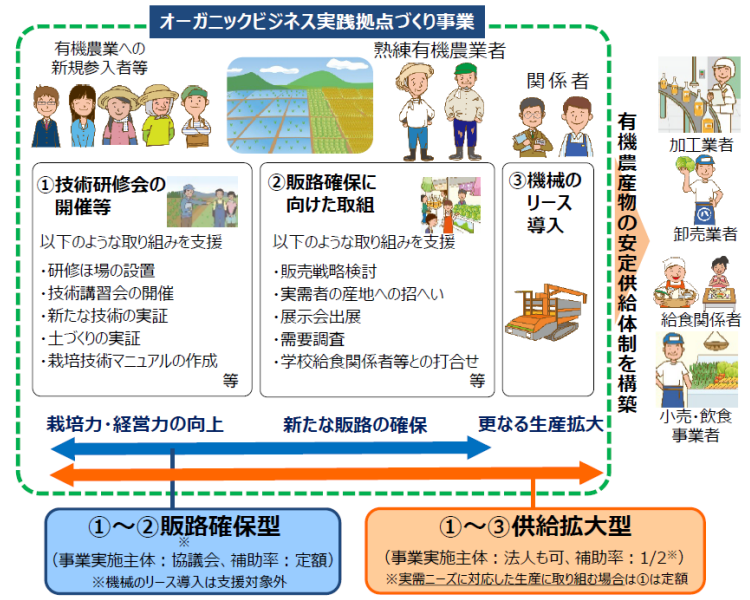
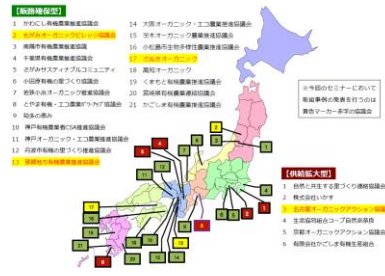


拠点的な産地づくり

オーガニックビジネス実践拠点づくり

拠点的な産地づくりのため、

- ①栽培や経営に関する技術研修会の開催等、
- ②産地への実需者の招へいや学校給食関係者との打合せ等を含む新たな販路確保に向けた取組、
- ③生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援



生産技術や流通効率化の実証

雑草対策や共同物流の実証を支援

ICTを活用
水位を管理することで精度を向上

2～3回代播き
埋土種子削減、
トトロ口腐熟成

首都圏向け物流（共同物流型）（案）

生産者（有機農産物産地）
○浜田市・江津市
○安東市
○吉賀町

共同物流の構築
○物流コスト削減 ○運送効率
○生産者ニーズ

マーケット
○首都圏
○関西圏
○山陽圏
○九州圏

マーケットニーズ
○安定供給
○多品目・大容量向けセット商品（野菜・果実、穀類）

○中核産地の生産拡大が図れる

02/06/26 協議資料（産地支援課）

有機農地の集約化・団地化

市町村等が、複数の耕作放棄地等をまとめ、有機的ほ場管理を行い、有機JASほ場に転換する試行的取組を支援

複数の耕作放棄地等をまとめて、有機JASほ場に転換する取組を支援

イメージ1 耕作放棄地を有機JASほ場に転換することで、地域の再生に！



イメージ2 有機農業の農地をまとめることにより、必要な緩衝帯を削減。



とやま有機・エコ農業パワーアップ協議会（富山県）

《取組の特徴》

- ・実証ほの設置・技術研修会の開催
- ・ニーズ調査や産地育成指導による販売力強化

《取組のポイント》

- ✓ 水田除草機の実演会を開催するとともに、実証ほを設置し、除草効果や収量への影響を検証。



▲ 水田用除草機の実演会

- ✓ 首都圏の実需者のニーズ（品目・価格等）を収集。首都圏のアドバイザーを産地に招き、出荷や加工販売のポイントについて学ぶ産地指導を実施。

自然と共生する里づくり連絡協議会（千葉県いすみ市）

《取組の特徴》

- ・土づくり実証や栽培指導の実施
- ・学校給食への有機野菜導入

《取組のポイント》

- ✓ 新規参入者等を対象に、熟練農業者による栽培指導を実施。



▲ 太陽熱養生処理実習の様子

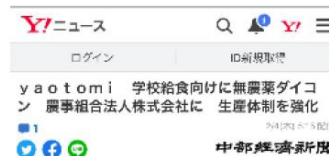
- ✓ 学校給食での地場産有機米全量使用に続き、地元直売所と連携した地場産有機野菜の学校給食への供給体制を構築。

名古屋オーガニックアクション協議会（愛知県）

- ・学校給食導入を目指す母親団体との勉強会実施（年3回）



- ・半田市学校給食へ有機野菜導入実現（令和3年2月）



無農薬ダイコンを収穫

有機野菜、化粧品、薬液などを製造販売する yaotomi（ヤオトミ、実質本社半田市灰小路町155の3・クラシティ1階、犬飼所社長、電話0569・89・9715）は、学校給食向けに有機無農薬栽培ダイコンの初納入を決めた。今月から1カ月間、



有機農業の推進施策の状況

➤ 販売機会の多様化：

国産有機食品の需要喚起

流通、加工、小売等の事業者と連携し、国産有機農産物の消費者需要及び加工需要を喚起する取組を支援。

参加型のイベント（ワークショップ）等で事業者の取組をPR



有機加工食品に関する講習会



新たな価値づくりにオーガニックを活用しましょう

【12/3（木）開催】有機加工食品に関する講習会
高くても売れる、有機加工食品ならではの商品価値の出し方

講演内容

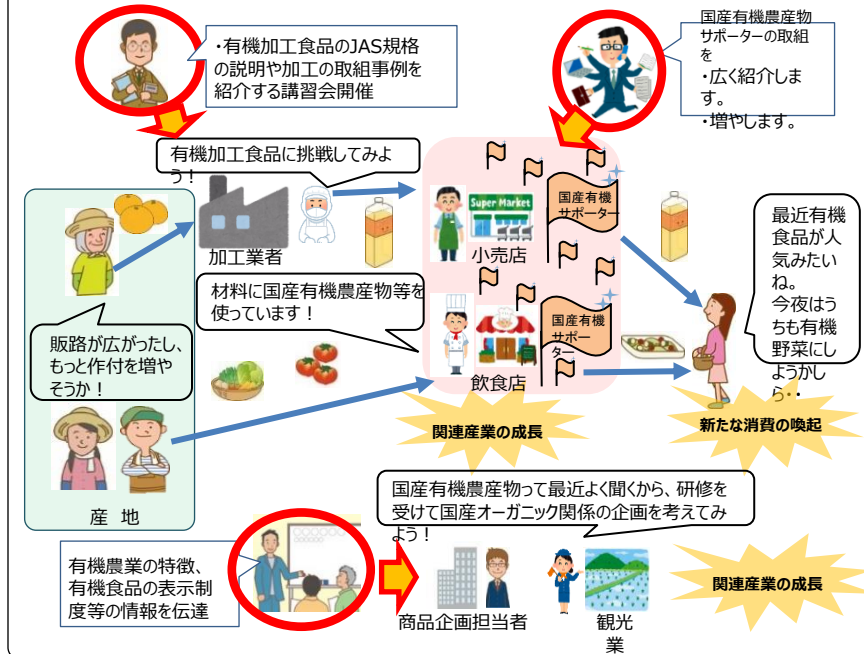
■第一部 食べてくださる方へのブランドプロミス
講師：有機産地農家 井村 康二部（いむらしんじろう）氏
・食品業界 代産
・有機産地農家 代産物産
・JAS有機産地農家 代産物産
・有機産地農家 代産物産

■第二部 有機食品の付加価値創造～6次産業化と地域ブランドの視点から～
講師：農研共進総合研究所 代表取締役社長 川辺 真（かわべりょう）氏
・有機食品
・日本農業経済学会、日本農業学会、日本フードシステム学会、地域農業学会
・日本フードシステム学会、日本農業学会

➤ 消費者の理解の増進：

本事業のイメージ

（○の取組を支援）



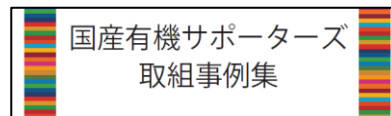
サポーターズ参加社の声の発信

※ 質疑応答(10分)

第2部「国産有機サポーターズからの意見・提案」

- 国産有機サポーターズの紹介 農林水産省(5分)
- 国産有機サポーターズからの意見・提案
 - 物流に関する自社の取り組み
 - 物流に関する小売・飲食サービス業の立場からの意見・提案
 - 国産有機食品の需要喚起のために今後自社での取り組み等
- 閉会挨拶 日本有機農産物協会 理事 長 関 信雄

取組事例集の作成



ロゴマークの決定

43件の応募から決定！



有機農業の栽培マニュアル

－実践現場における事例と研究成果－ (2019年)



暖地の水田二毛作体系、ホウレンソウの施設栽培体系および高冷地露地レタス栽培体系の研究成果に基づく安定栽培技術を紹介。



詳しくはこちら▶

太陽熱利用土壌消毒とネットトンネルによる アブラナ科野菜の有機JAS準拠露地栽培 (2016年)



だれでも有機JAS基準を守って、アブラナ科野菜を生産できるよう、太陽熱利用消毒とネットトンネルを使用した栽培方法を研究。



詳しくはこちら▶

寒冷地水稲有機栽培の研究 (2016年)



有機の水稲栽培について、寒冷地の気象条件、土壌条件に対応した雑草対策、病虫害対策、肥培管理に関わる個別技術や、いくつかの個別技術を組み合わせた技術体系の経済性を紹介。



詳しくはこちら▶

機械除草技術を中心とした 水稲有機栽培技術マニュアル Ver.2020 (2020年)

高精度水田用除草機等を活用した除草体系をはじめ水稲の有機栽培管理技術についてわかりやすく解説したマニュアル。現地実証試験の概要や生産費についても掲載しており、有機栽培を導入する場合等に活用できる。



詳しくはこちら▶

スマート農業技術の 開発・実証プロジェクト

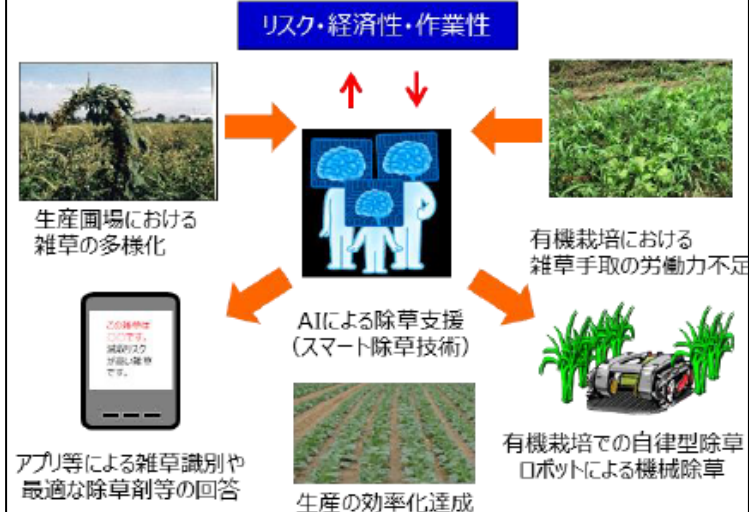
(R2年度第3次補正)

作物を認識し雑草のみを除草できる有機栽培向け小型除草ロボット等の開発を支援

出現雑草種を識別し、除草剤等の最適な防除法を回答する「雑草識別AI」を開発し、スマートフォン等の端末で使用できるアプリとして公開。

有機栽培では、AIにより雑草と作物を識別し効率的に機械除草できる自律型除草ロボットを開発し、手取除草を代替。

<イメージ>



有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークについて

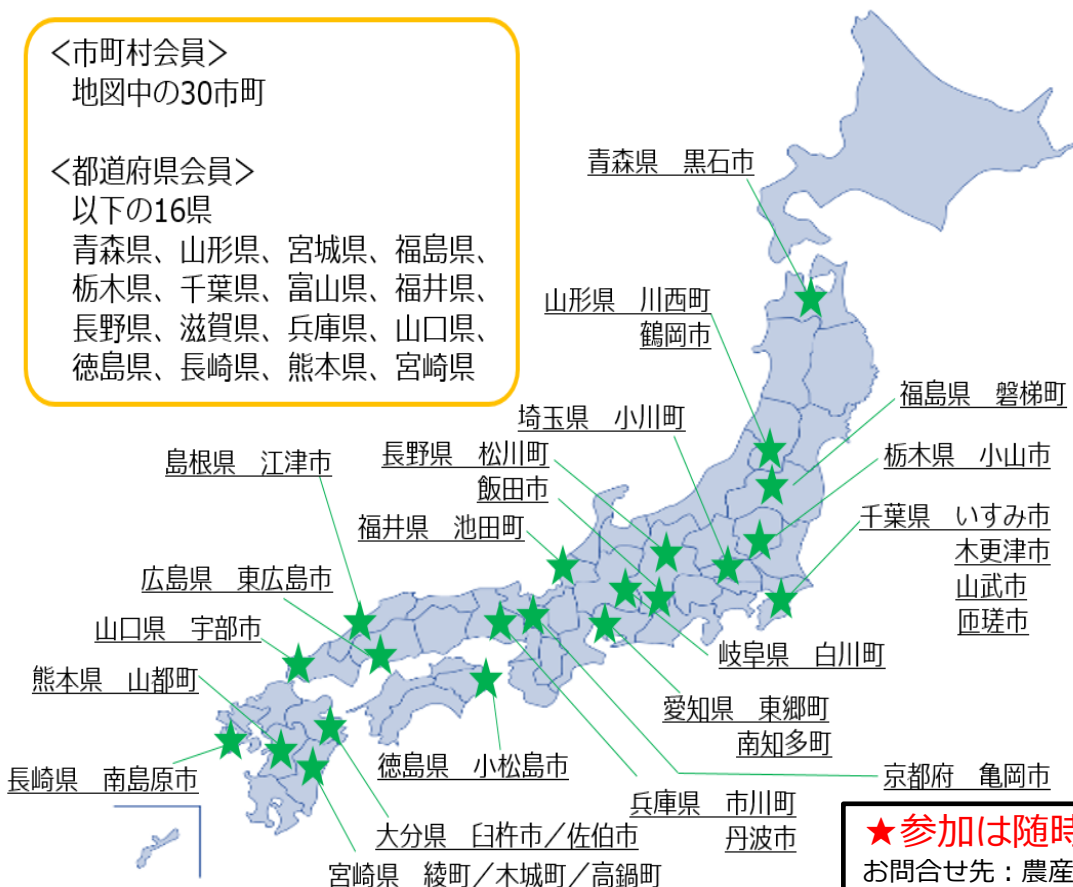
有機農業を生かして地域振興につなげている又はこれから取り組みたいと考える市町村や、都道府県、民間企業の情報交換等の場を設けるための「**有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク**」において、**地方自治体での有機農業の取組推進に関する情報共有等を促進**

令和3年8月30日時点で30市町16県が参加

<市町村会員>
地図中の30市町

<都道府県会員>
以下の16県

青森県、山形県、宮城県、福島県、
栃木県、千葉県、富山県、福井県、
長野県、滋賀県、兵庫県、山口県、
徳島県、長崎県、熊本県、宮崎県



事例報告セミナーを通じた自治体間の情報共有の促進

平成30年11月20日
(ネットワーク設立準備会合)
→全国6市町村の有機農業推進の取組事例の報告・共有



令和元年8月2日
→「給食から広がる有機農業産地づくり」
(千葉県いすみ市・愛知県東郷町)
→「加工品・マーケティングセミナー」
(株)こだわりや



令和2年2月20日

→「有機農産物の販路拡大のための自治体のチャレンジ」
(大分県臼杵市・島根県)
→「グループディスカッション・リレートーク」



令和2年9月29日 (オンライン開催)

→「耕作放棄地を活用した有機農業の取組拡大」
(株)アグリンハート、(株)ONE DROP FARM、千葉県有機農業推進協議会)



令和3年1月26日 (オンライン開催)

→「有機農産物 物流効率化セミナー2021」
✓有機の物流効率化への取組
✓国産有機サポーターズからの意見を共有



令和3年2月22日 (オンライン開催)

→「自治体のための有機農産物の学校給食での使用、ネットワーク化についての意見交換会」
(名古屋大学香坂研究室主催)
✓愛知県東郷町、宮崎県綾町から報告
✓学校給食での有機農産物使用の推進策の現状や、自治体ネットワークへの期待等について意見交換
◀傍聴も含め13県22市町村が参画▶

令和3年度

6月21日のオンラインセミナー(会員内外の多数の自治体が参加)をはじめ、セミナー、交流会等を複数回開催し、自治体間の相互連携をさらに促進。

令和3年度 自治体向けオーガニックセミナー

「有機農産物の給食導入の意義」
～みどりの食料システム戦略を踏まえ推進を促す～
開催日時：2021年6月21日 15:00～17:30
開催方法：オンライン開催 無料開催！
登壇者 徳江 倫明氏 (一般社団法人フードラストプロジェクト代表理事)
野村 洋貴氏 (木更津市役所 経済部農林水産課主幹)
三好 智子氏 (おはだん 理事)
福田 光雄氏 (農林水産省 生産局 農業環境対策課課長補佐)

★参加は随時受付★

お問合せ先：農産局農産政策部農業環境対策課 (03-6744-2114)

HP：<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youuki/jichinet.html>



有機農業推進の優良事例の表彰

未来に繋がる持続可能な農業推進コンクール(有機農業・環境保全型農業部門)

<<令和2年度の受賞>>

農林水産大臣賞

所在地：兵庫県豊岡市

面積：1,343ha
構成員：1,573人
栽培品目：水稲

たじま農業協同組合 (兵庫県豊岡市)



地域一体となった 取組の推進

コウトリ育む農法の生産部会に294名が所属、470haで同農法を実施



JAが多様な 取組を主導

有機JASの団体認証取得や輸出促進等を主導

持続的な 農業生産を推進

地元産牛ふん等の利用、冬期湛水の実施



地域内外・他業種 との連携

実需者との連携により都市部の消費者の理解増進にも努力

★令和3年度
応募受付中!★

9/17応募締切!



お問合せ先：
農産局
農業環境対策課
(03-6744-2114)

生産局長賞

(有) 富田ファーム (北海道興部町)



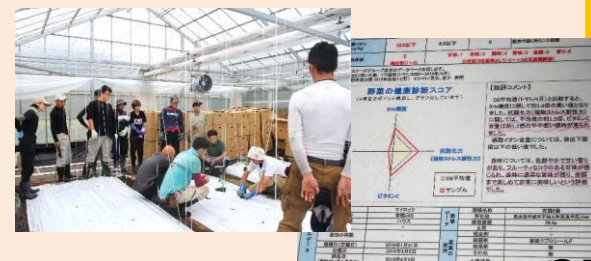
生産局長賞

(株)アグリコレーション (長崎県五島市)



生産局長賞

(有) 肥後あゆみの会 (熊本県宇城市)



<<平成30年度の実績事例>>

👑 農林水産大臣賞 👑

有限会社 かごしま有機生産組合

面積： 275ha (鹿児島県鹿児島市)

構成員： 162名

栽培品目： 有機野菜、果樹、茶等 約120品目



▲ 会員は162名まで増加



▲ 鹿児島市内の直営店「地球畑」

● 取組のポイント

- 1984年に10名の農家で8haの面積からスタート。技術研修会等を重ね、**2018年現在、県内全域162名、275haまで拡大。**
- 4年前から、ジュース、ドレッシング、ベビーフード、ベジソースなどの**加工品の開発・販売**に取り組み、平成29年度より**輸出に向けた取組を開始。**



▲ 勉強会を地道に続けることによる面積の拡大



▲ 加工品の開発・販売による販路の確保

<<令和元年度の実績事例>>

👑 農林水産大臣賞 👑

いすみ市環境保全型農業連絡部会

面積： 100ha (千葉県いすみ市)

構成員： 25名 栽培品目： 水稻



● 取組のポイント

- 学校給食への有機米利用を市に提案、**平成27年に初めて有機米4tを学校給食に提供。29年には学校給食米全量にあたる42tを提供。**
- 大手総合スーパーや生協等、**多様な業種への販売**に取り組み、消費者等を対象とした体験・交流の取組を実施して、**顧客との優良な関係を構築。**



▲ 有機米の給食を食べる児童



▲ 実需者と連携した体験・交流事業

有機農業推進の推進の取組事例集

各地の取組事例を農林水産省ホームページに掲載

拠点
づくり
編



輸出
編



<対策のポイント>

有機農業は、①農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減、さらに生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなどSDGsの達成に貢献すること、②国内外での有機食品需要の拡大に対し国産有機農産物等の安定供給を図ることが需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献することから、その取組拡大を推進します。

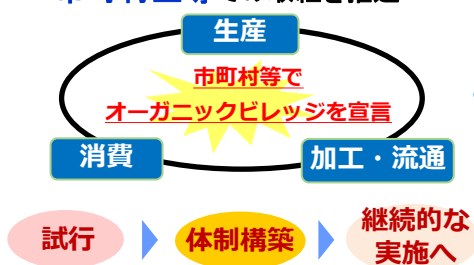
1 みどりの食料システム戦略推進総合対策

3,000 (-)百万円の内数

(1) モデル的先進地区の創出

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、地方自治体のビジョン・計画に基づく、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援

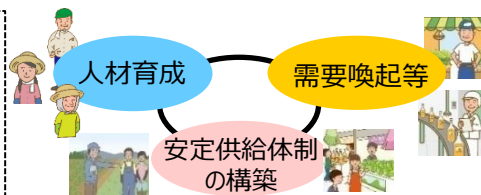
市町村主導での取組を推進



(2) 人材育成や需要喚起等を通じた現場の取組の推進

有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、

- ① 有機農業指導員の育成・確保
- ② 新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成
- ③ 農業者等による有機農産物の安定供給体制の構築
- ④ 事業者と連携して行う需要喚起やマッチング、情報提供等の取組等を支援。



- ・有機農業の取組拡大
- ・モデル的先進地区の創出へ

2 環境保全型農業直接支払交付金

2,926 (2,450) 百万円の内数

農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。

【有機農業の交付単価】

国際水準の有機農業を実施していること
※有機JAS認証取得を求めるものではありません。

- そば等の雑穀・飼料作物以外：12,000円/10a

炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合^注に限り、2,000円を加算。

注) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

- そば等の雑穀・飼料作物：3,000円/10a

【加算措置】(令和4年度拡充事項)

- ◆ 近隣の管理不良農地の整備活動 10,000円/10a
- ◆ 新規取組者の受入れ・定着に向けた活動支援 4,000円/10a



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全額合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【関連事業】

強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプのうちみどりの食料システム戦略の推進)

みどりの食料システム戦略に掲げる取組(化学農薬の低減、化学肥料の低減、有機農業の拡大、CO2ゼロエミッション化等)に必要な施設の整備等を支援

持続的経営体支援交付金のうちグリーン化優先枠

みどりの食料システム戦略に掲げる取組に必要な農業用機械・施設の導入を支援

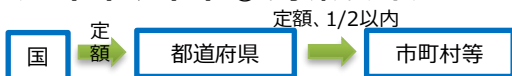
みどりの食料システム戦略推進技術開発・実証事業のうち 農林水産研究の推進のうち現場ニーズ対応型研究

有機農業の生産体系の構築に向けたプロジェクト等、農林漁業者等のニーズを踏まえ、普及までを視野に入れた研究開発を推進。

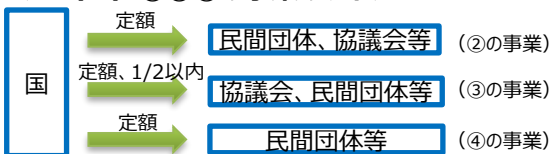
みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち グリーンな栽培体系への転換サポート

有機農業を含む環境にやさしい栽培技術と省力化に資する先端技術等を組み合わせ、産地に適した技術を検証し、新たな栽培マニュアルや、普及に向けたロードマップの策定等を支援

<1 (1)、(2) ①の事業の流れ>



<1 (2) ②③④の事業の流れ>



<2の事業の流れ>



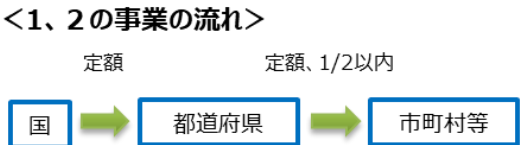
【お問い合わせ先】農産局農業環境対策課
1の事業：03-6744-2114、2の事業：03-6744-0499

<対策のポイント>
 地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、地方自治体のビジョン・計画に基づく有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援し、有機農業推進のモデル的先進地区を創出します。

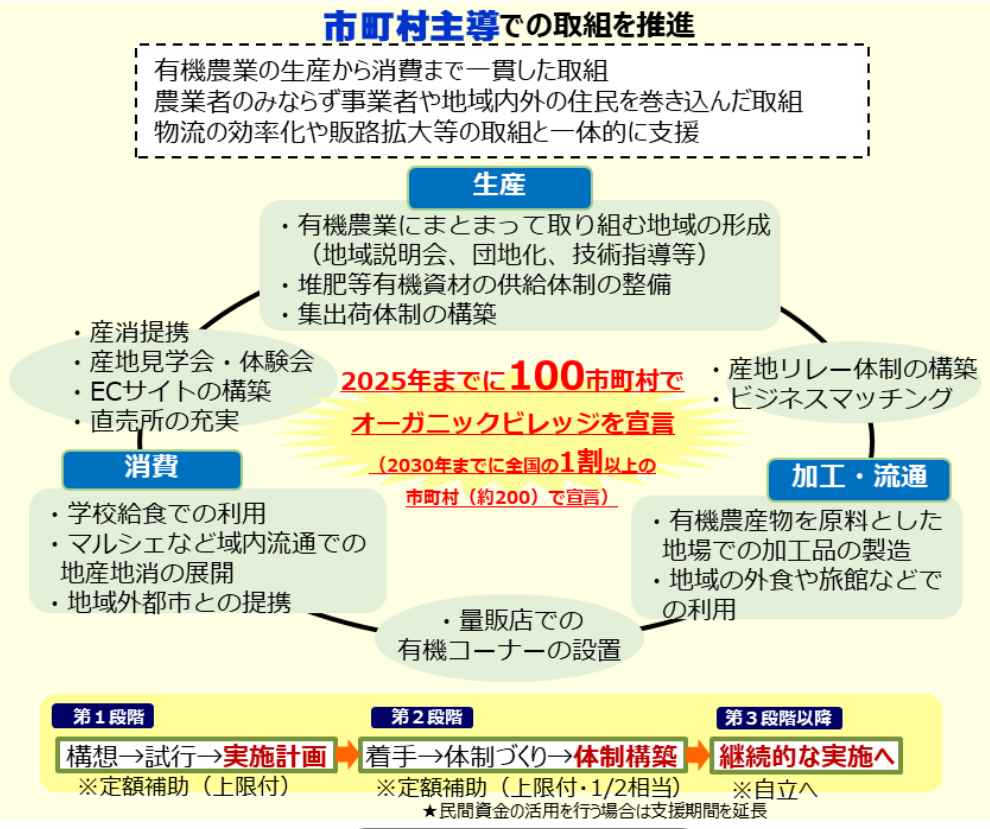
<事業の内容>

- 1. 先進地区創出に向けた取組試行**
 有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村等において、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、
 ① 構想の聴取（農業者、事業者、住民、専門家等からの意見の聴取等）
 ② 試行的な取組の実施（団地化、集出荷体制の構築、学校給食での利用、量販店での有機コーナー設置、地場での加工品製造等）
 ③ 実施計画の取りまとめ等を支援。
- 2. 推進体制構築支援**
 実施計画に基づく、生産から消費まで一貫した地域ぐるみの取組の継続的な実施に向け、
 ① 推進体制が整うまでの暫定段階の取り組み
 ② 農業者、事業者、地域内外の住民等の関与する推進体制づくり等を支援。
 ★民間資金の活用を行う場合は支援期間を延長

（関連事業）先進事例の共有
 各地の取組を発信し横展開を促す会議等の開催を支援。
 （有機農業推進総合対策事業のうち産地間・自治体間連携促進事業において実施）



<事業イメージ>



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 03-6744-2114

＜対策のポイント＞

有機農業の拡大にむけた現場の取組を推進するため、新たに有機農業に取り組む農業者の**技術習得等による人材育成**、農業者等による現場の先進的な取組の横展開による**有機農産物の安定供給体制の構築**、国産有機農産物等に関わる新たな市場の創出に向けた**事業者と連携して行う需要喚起やマッチング、情報提供等**の取組を支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 人材育成

- 有機農業新規参入者技術習得等支援事業
 - ア 新たに有機農業に取り組む農業者に対し、**有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査**を受講・受検する取組や**品目別の有機栽培技術の講習会の開催**を支援します。
 - イ 新たに有機農業に取り組む農業者が**営農しやすい環境を整備**するため、協議会等が、**複数の耕作放棄地等をまとめて有機JASほ場に転換**する試行的取組を支援します。

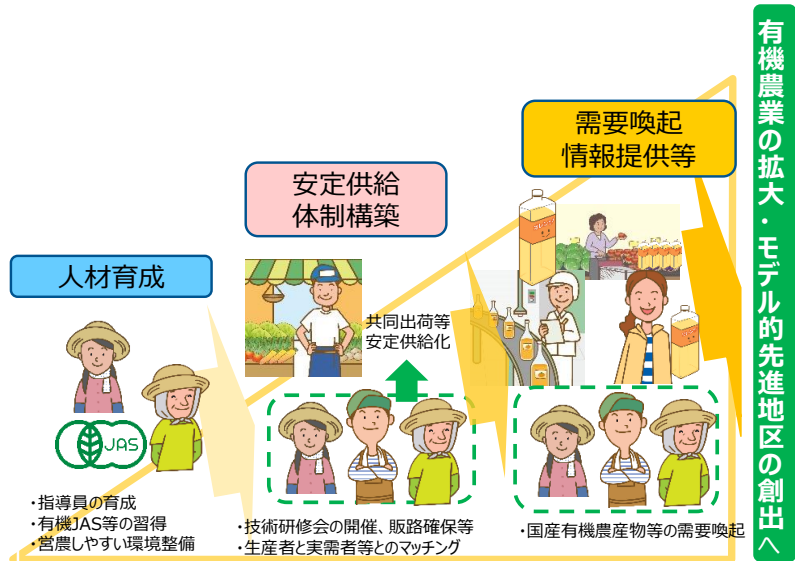
（関連事業）みどりの食料システム戦略推進交付金① 有機農業指導員の育成・確保等を支援

2. 安定供給体制構築

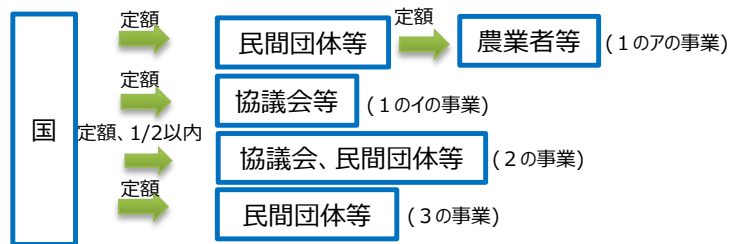
- 有機農産物安定供給体制構築事業
 - 技術研修会の開催、販路確保に向けた取組、生産・出荷拡大に必要な**機械のリース導入等**を支援するとともに、**生産者と実需者とのマッチング**、雑草対策や流通の効率化などの**技術課題の実証**、**産地や自治体間の連携を促す取組**を支援し、有機農産物の安定供給体制の構築を推進します。

3. バリューチェーン構築

- 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業
 - 国産有機農産物を取り扱う**流通、加工、小売等の事業者と連携**して行う、有機農業や有機食品を広く周知する資料の作成や**情報提供**、国産有機農産物等の**消費者需要及び加工需要の喚起**、**事業者間のマッチング**を促進する取組を支援します。



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）